

第 1 1 2 5 回教育委員会会議録

1 日 時 令和 3 年 3 月 2 2 日 (月) 午後 3 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分

2 場 所 教育委員会室

3 出席者 豊北教育長 南部委員 原委員 山本委員 森下委員 横井委員
清川学校教育監 南谷副部長 油谷副部長 (高校教育)
星教育政策課長 小林教職員課長 川崎義務教育課長
高橋生涯学習・文化財課長 河瀬保健体育課長

4 議 題

日程第 1 第 5 2 号議案 押印の見直しに伴う関係規則等の改正について

日程第 2 第 5 3 号議案 福井県立図書館規則の一部改正について

日程第 3 第 5 4 号議案 次世代育成対策推進および女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画について

日程第 4 第 5 5 号議案 ハラスメントの防止に関する指針の一部改正について

日程第 5 第 5 6 号議案 懲戒処分の指針の一部改正について

日程第 6 第 5 7 号議案 令和 3 年 4 月 1 日付け教育庁および学校以外の教育機関の管理職
の人事異動について

日程第 7 第 5 8 号議案 令和 3 年 4 月 1 日付け機構改革に伴う福井県教育委員会行政組織
規則の一部改正について

5 審議事項

(1) 開会宣告 午後 3 時 0 0 分

(2) 会議録署名人の指名 原委員 山本委員

(3) 議事要録

教育長 本日の日程第 6 第 5 7 号議案と日程第 7 第 5 8 号議案、協議報告事項の 2
から 5 については、事務執行上、公開が適当でないことから、非公開とする旨発
議。

—————当該議案を非公開と決する—————

教育長 日程第 1、第 5 2 号議案を議題

教育政策課長 資料に基づき説明

教育長 第52議案について、原案に対する異議の有無を確認

————原案どおり可決————

教育長 日程第2、第53号議案を議題

生涯学習・文化財課長 資料に基づき説明

南部委員 実際に紛失などで返却できない事例はどれくらいあるのか。

生涯学習・文化財課長 令和元年度は、賠償の形で図書の現物で返されたケースが170件ほどあった。現物がないため現金による弁償というケースは14件である。ただし、故意かどうかは分からないが、例えば、絶版になっている本を手に入れるため、悪意を持って図書館にある本を借り、お金を払って自分の物にしようというケースもある。これを無くすために、この規定を今回明記することになった。

南部委員 コロナ等の事情で期間内に図書を返せないこともあるので、貸し出しの期間を適宜にするというのは、フレキシブルでたいへん良い。返却してもらうのに電話を掛けるなど、負担になっているケースはあるのか。

生涯学習・文化財課長 具体的な件数は調べていない。図書館の職員からは、そういう事例が年に数件はあると聞いている。

南部委員 数件程度なら良い方か。

生涯学習・文化財課長 返すのを忘れていたなど、遅れるケースなら結構ある。返却しないというケースは極稀である。

教育長 第53号議案について、原案に対する異議の有無を確認

————原案どおり可決————

教育長 日程第3、第54号議案を議題

教職員課長 資料に基づき説明

森下委員 男性の育児休暇を周知することは良いことだと思うので、各学校の校長先生から伝えてほしい。

個人的に少し心配していることは、育児休暇を取ろうと思っても、赤ちゃんの育児経験がない男性にとって、具体的にどう接すれば良いか分からないのではないか。先生だけでなく一般的に育児経験のない男性のための研修が必要になると思うが、そういった研修に対する県のサポートはあるのか。

- 学校教育監 現在の42歳ぐらいの方から、家庭科は高校でも男女必須になっている。高校生時代に学ぶことで、育児に対する男性の意識も変わってきていると思う。子育てに関する情報を提供している部分もある。
- 森下委員 せめてビデオ等の映像でも研修ができると良い。一般企業でも取得率を上げようとするならば、教育委員会だけではなく県全体として取り組んでほしい。
- 教職員課長 市町によっては、中学校で赤ちゃん抱っこ等の体験をやっている所もある。
- 南部委員 確かに育児に関する男性の役割については、分かっているようで分かっていないことも多い。育児休業を取っている男性が、何をして良いか分からなくて困っているというケースも実際には多いだろう。
- 森下委員 沐浴一つでも教えてあげれば、男性でもできると思う。心のサポートや奥さんに対する声掛けのやり方なども教えてあげれば、育休も取りやすくなる。
- 山本委員 男性の育児休業取得率について、今年の0.7%に対して目標が10%とかなり高い数字になっているが、実現するために具体的にどういう取り組みを進めていくのか。
- 教職員課長 今年度末までの目標値が10%であり、令和7年度までの目標値が30%となっている。具体的な方策としては、例えば、子供の生まれる予定がある職員に対して、管理職から取得できる育児休業などのスケジュールについて話をしていこうと考えている。
また、育児休業になると無給になるので、どうしても経済的な負担が掛かってくる。短い期間でも取得して、貴重な子供との時間をともに過ごすことができるということをしっかり広報していきたい。
たった1日の育児休業でも取得率に換算されるので、長い期間は無理でも短い期間を積極的に取れる環境があるならば取得していただきたい。来期、既に1年取得すると言っている男性も出てきており、少しずつ意識が変わってきている。
- 教育長 クラス担任をしている先生は、自分のクラスがあるのでなかなか育児休業を取ることが難しい。夏休みも上手く活用して、取得してほしいと思う。
- 原委員 育児休業は取っていないが、早出や遅出勤務などで個別対応している例はないのか。
- 教職員課長 育児のための短時間勤務の制度があり、それを活用したいという先生はいる。
- 南部委員 周知徹底をして上司がフォローアップをしていく時、しっかりとした制度になっていて、ペーパーやフライヤー的なもので簡単に分かりやすく示されているものがあると良い。
- 山本委員 男性の育児休業については積極的に進めていってもらえば良いが、まだ、女

性が育児休業や産休を取りにくい風土がある。男性の育休取得が進んだからといって、女性が取得しやすくなるわけではない。タイミング的な難しさや戻ってきたときに軽度の仕事しかない、というようなことがあるので、女性として当たり前前の休暇である産休や育休が取りやすくなるように、男性の意識をもっと変えていくことも大切だと思う。

教職員課長 教職員に関しては、女性の育児休業取得率は100%であり、環境的には恵まれた環境であると思う。

横井委員 例えば、配偶者出産休暇2日や男性の育児参加休暇5日を取得したとして、男性が手伝うから女性が出産しようとなるかは疑問に思う。1日でも取れば取得率に換算されて30%になれば良い、となっているが、それを聞いた女性が安心して子供を産めるのかというと、そうはならないと思う。

そもそも、閣議決定しているから福井県も取り組むとなっていると思うが、本当にこれはやらないといけないのか。目的と目標がずれているのに、目標値にまで上げていくことが本当に福井県にとって必要なのか。

私の経験や周りの人の話から、男性に沐浴はさせてほしいという話はよく聞くが、一日中一緒にいてほしいという話はあまり聞いたことがない。夜早く帰ってきて、寝かしつけを手伝ってほしいということはよく聞くので、本当に必要なのは、残業なしで1時間でも早く帰ってほしいという時短だと思う。閣議で決まったからやるというのではなく、本当に意味のある必要なことを独自にやっていった方が良い。

女性管理職の割合30%について、管理職になりたい女性がどれくらいいるのかが重要だと思う。なりたい人が少ないのにもかかわらず、管理職の割合を30%にしようとしているのはおかしいのではないか。分母が少ないと、実力は落ちるのだが、迷ったら女性の方を昇任させるということも起こりえるだろう。まずは、管理職になりたいという女性教職員を増やすことが大切であり、女性で管理職になりたい人数を調査する必要がある。多分、その人数が低いのではないか。その低い理由をはっきりさせて、その対策をしていかないと良い組織にはならない。

教職員課長 女性管理職について、教職員の女性の割合は比較的高く、近年は学校内の重要なポストを担っている者も増えてきた。女性でも管理職を目指して、学校を作っていきたいと考えている者は多い。

学校教育監 近年の管理職試験の受験者の割合でも、十分に目標値に近い数字が出ており、意識の無い人に無理にならなければならないということはない。3割にならないのは、女性で試験に受からなかったり、男性の方が試験を通過した割合が高かったり、そういうところがあると思う。今後2、3年で、自然と目標値には近づいてくるだろう。

中学校の割合が特に低く、今後の課題としては、部長や学年主任のできる女性がいるのに、部長や主任を男性に任せてしまう変な先入観のある職場があるような感じがするので、その点は、意識を変えてほしい。

森下委員 男性の育児について、私も孫が3人くらい産まれて、今も赤ちゃんを見ているが、実際に育児をしていると、夫がそばにいても安心できる。女性は

産後鬱などで精神的にも不安定であり、役割分担をして男性が早く帰ってきて沐浴をしてくれるだけでも安心感がある。

しかし、そういったことができない職業に就いている夫だと、女性が1人ですべてを背負わないといけなくなり、精神状態が不安定になる。せめて何日間か取ってもらっただけでも奥さんの心は楽になり、寄り添ってくれるだけでも違ってくるので、目標値を達成するためにではなく、役割分担をして、夫婦で子供を育てていくということを考えていかなければいけない。他県と比べて、福井県の男性の育児参加は遅れているという話を聞いたこともあるので、充実した子育てのためにも、取得率を上げてほしい。

教育長 第54号議案について、原案に対する異議の有無を確認

————原案どおり可決————

教育長 日程第4、第55号議案を議題と

教育政策課長 資料に基づき説明

教育長 第55号議案について、原案に対する異議の有無を確認

————原案どおり可決————

教育長 日程第5、第56号議案を議題

教育政策課長 資料に基づき説明

教育長 第56号議案について、原案に対する異議の有無を確認

————原案どおり可決————

◎協議・報告事項

(1) 学校における医療的ケア実施ガイドラインの策定について

山本委員 医療的ケアを行うのは看護師のみか。

副部長(高校教育) そうである。痰の吸引などの軽微なものは、教員が研修を受けて行うことができる。

学校教育監 冊子の7ページに役割分担表が載っている。

南部委員 特別支援学校の視察に行くと、いろいろな子供がたくさんいるので教育を受ける権利を守るために環境整備を進めてほしいと常々感じる。平成30年から人工呼吸器を使用している医療的ケア児の受け入れが可能となっているが、そ

れまでは特別支援学校での受け入れはできなかったのか。

副部長（高校教育） 体制が整っていなかったので、受け入れはできなかった。

南部委員 人工呼吸器をつけていても学習できる方法は今ではいろいろあると思うが、どの程度まで特別支援学校で受け入れることができるのか。

副部長（高校教育） 特別支援学校での受け入れは、就学指導委員会で決まることになる。委員会では、一人一人の状況に応じて、判断や助言をしている。人工呼吸器がついている子どもについても、保護者の希望もあるが、特別支援学校で支援できる体制なども踏まえながら判断している。

南部委員 特別支援学校で教育を受けることができない子はどれぐらいいるのか。

学校教育監 数名いる。病院に入院して、そこで治療を受けないと命の危険性がある子どもについては、病院に教員が行って教えたり、指導したりしている。

南部委員 教員が病院のベッドの所に行き行って教えているのか。

学校教育監 病院に訪問したり、子どもによっては家庭に訪問したり、訪問教育という形で実施している。嶺北や嶺南東、福井東特支などは、そういう子が多い。

森下委員 学校看護師の配置は教育委員会の役割となっているが、看護師は容易に見つかるのか。

学校教育監 なかなか難しく、見つけるのに苦労している。

森下委員 看護師が不足しているので一般の病院でも見つけるのは難しいと思うが、学校現場でも看護師を必要とする生徒が増えているので、学校看護師の役割がますます大きくなってきていると思う。

学校教育監 何らかの事情で病院を辞めて、ある程度フリーに動ける人や、フルタイムの勤務が難しい看護師が見つければお願いをしている。今後看護師の必要性が高まってくると、本当に見つかるのか、不安な面もある。

原委員 本県の状況で、公立の小中学校に医療的ケア児が4人となっているが、公立の学校でどのように対応しているのか。

学校教育監 この4人については、教員でもできるような軽度のケアで対応できる子供である。看護師が必要な子どもも2～3人ほどいたかもしれない。

原委員 公立でもしっかり受け入れられるように、しっかり対処していく必要がある。

学校教育監 常に人工呼吸器が必要な子どもは市町にはいなかったと思う。

原委員 以前、特別支援学校の視察に行った時に、医療的ケア児でも重症で発作を起

こすような子どももいて、そういう子はできれば県立病院近くの福井東特別支援学校に通ってもらいたいという声を聞いたことがある。環境が変わることでの影響を不安に思う気持ちも分かるが、そういう子どもは入学時から県立病院近くの特支学校に行くことが望ましいと思う。

学校教育監 就学指導委員会で保護者の意向も踏まえながら学校を決めているが、もちろん受け入れ環境の無いところには受け入れられないので、できる範囲での選択になってくる。

特別支援教育室長 市町の学校に通っている4人は、導尿や喀痰吸引などで看護師がついている。

山本委員 看護師と教職員との役割分担について、教職員が出来そうなことでも看護師の役割になっているものが幾つかある。この役割分担は、各県で決めて良いことなのか。例えば、血糖測定ならば、誰でも出来るのではないか。

特別支援教育室長 表中の特定行為以外については、原則看護師が実施することになっている。

山本委員 それは、国の指針なのか。

特別支援教育室長 看護師がやるべき行為となっている。

副部長（高校教育） 教職員等が実施できる特定行為は表中の5つの行為に限となっている。

山本委員 この規定は、誰が決めたのか。

特別支援教育室長 法律で決まっている。

学校教育監 基本は看護師による行為でとなっている。この規定が入ってきた以前に、教員が実施して事故になって訴えられる事例が何件か起きている。良かれと思って教員がやることで、却って良くないことが起きる。経管栄養も胃までとなっており、他の所からというのはしないことになっている。

横井委員 特定行為業務受持者研修は、誰でも受けたいと思えば受けられるのか。

特別支援教育室長 基本的には、特別支援学校の教職員を対象としており、その中でも、主に医療的ケアに関わっている先生が参加している。講義は誰でも聞けるのだが、実地研修に関しては登録事業所でしか実施してはいけないことになっている。特別支援学校が登録事業所になっており、現状では特別支援学校の教職員にしか実施していない。

横井委員 特別支援学校の先生は、基本的に全員が研修を受けられるのか。

特別支援教育室長 全員は受けておらず、医療的ケアに関わりのある先生しか受けていない。

横井委員 どちらかと言うと受けて下さいという形で受けさせているのか。

特別支援教育室長 実地研修において対象となった特定のお子さんに対する行為のみとなっている。研修を受けたから誰に対してもというわけではない。各学校で、特定行為に関わる可能性のある者のみに受けてもらっている。

ただし、講義については対象を広げており、基礎的な知識ということで、直接関わらない者でも受講している傾向は見られる。

山本委員 一般の社会福祉で受ける喀痰吸引の研修はかなり高額で時間もかかるのだが、この研修費用は県で持つのか。

特別支援教育室長 講師謝礼については県で持っており、会場は県の機関を使用していることもあり、参加者から研修費用を集めてはいない。

(2) 国公立大学入試の結果について

(3) 令和4年度(令和3年度実施)教員採用選考試験について

(4) 学校業務改善について

(5) 令和3年2月県議会質疑について

教育長 日程第6、第57号議案を議題

教育政策課長 資料11に基づき説明

教育長 第57号議案について、原案に対する異議の有無を確認

————原案どおり可決————

教育長 日程第7、第58号議案を議題。

教育政策課長 資料に基づき説明

教育長 第58号議案について、原案に対する異議の有無を確認

————原案どおり可決————

教育長 本日の会議の終了を宣言

6 閉会宣言 午後17時00分